

議 決 権 代 理 行 使 委 任 に 関 する 届 出 書
年 月 日

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣 (警察庁)
内閣総理大臣 (金融庁)
総 務 大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿
(日本銀行経由)

届 出 者		氏 名				
		住 所		国 籍		
		職 業				
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名				
		住所又は主たる 事務所の所在地				
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)					

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社		(1) 名 称			
		(2) 本店の所在地			
		(3) 定款上の事業目的			
		(4) 総 議 決 権	個		
		(5) 事前届出業種に該当 する理由			

	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
2 委 任 し よ う と 議 決 権	(1) 数 量 等	数 量 個	委任後の議決権比率 %
	(2) 委任の目的及び内容		
	(3) 委 任 の 時 期		
	(4) 株 主 総 会 の 時 期 及 び 種 別		
3 委 任 の 相 手 方	(1) 氏 名 又 は 名 称		
	(2) 住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	(3) 国 籍 又 は 設 立 国	
	(4) 職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容		
4 そ の 他 の 事 項			

届 出 受 理 年 月 日	
及 び 受 理 番 号	

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

- 2 「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 5 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 委任しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 6 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 7 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 8 「2 委任しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使委任の後における届出者が保有等を行うこととなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。
- 9 「2 委任しようとする議決権」欄中「(3) 委任の時期」欄について、本届出書受理日において、委任の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における委任の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
- 10 「2 委任しようとする議決権」欄中「(4) 株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。
- 11 「3 委任の相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「3 委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。
- 12 「3 委任の相手方」欄中「(3) 国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 13 「4 その他の事項」欄には、届出者が居住者であった期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となった時期を記入すること。
- 14 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)